

名張市都市計画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名張市都市計画審議会条例(昭和56年名張市条例第16号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、名張市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の任期)

第2条 会長の任期は、選任された委員の任期とする。

2 会長がその職を辞し、又は委員を退任したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会において会長の選任を行うものとする。

(議事の説明者)

第3条 会長は、議事に関係ある行政機関の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができるものとする。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、原則としてこれを公開する。

2 会議の公開の方法は、傍聴によるものとする。

(非公開の決定方法等)

第5条 会長は、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当するときは、会議に諮り、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合の審議は、必要に応じ、会長の判断により非公開で行うことができる。

(1) 審議内容に、名張市情報公開条例(平成10年名張市条例第13号)第6条第1号から第4号までに定める事項のいずれかが含まれるとき。

イ 法令等により秘密とされている事項

ロ 特定の個人が識別され、又は識別され得る事項

ハ 会議を公開することにより、法人等の活動利益を明らかに害する事項

ニ 会議を公開することにより、市その他の行政機関における事務事業の執行の妨げや支障となり、不当な影響を及ぼすおそれのある事項

(2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

(会議開催の事前公表)

第6条 審議会の会議を開催するときは、会議の開催日1週間前までに、名張市役所前掲示場に会議の内容等を掲示し、公表するものとする。ただし、緊急に審議会の会議を開催するときは、この限りでない。

(傍聴人の範囲及び定員)

第7条 何人も審議会の会議を傍聴することができるものとし、その定員は15名とする。

(傍聴の手続等)

第8条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、受付時間内に先着順により受付を行い、整理券を受取るものとする。

2 傍聴しようとする者が、傍聴人の定員を超えたときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

3 傍聴人は、受付にて住所及び、氏名を記入し、傍聴の許可を取らなければならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない

い。

- (1) 傍聴席に着席し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 会議場において、発言等しないこと。
- (4) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は貼り紙、旗、プラカード、垂れ幕等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 会場において、会長の許可なく、写真、ビデオの撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) その他、会議場の秩序を乱し、会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- (7) 原則として途中入場は認めません。ただし、各議案審議の終了後における退場は認めます。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、第5条により会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴人が第9条に定める事項のいずれかに違反したときは、会長は、これを制止し、その命令に傍聴人が従わないときは、退場させることができる。

(会議録の作成)

第11条 審議会の会議については、会議録を作成し、議長が指名した委員2名がこれに署名押印するものとする。

2 会議録に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席した者の職氏名
- (5) 議題及び会議の公開又は非公開の別
- (6) 非公開の理由(会議を非公開とした場合に限る。)
- (7) 傍聴人の数(会議を公開した場合に限る。)
- (8) 発言の内容
- (9) その他審議会等が必要と認める事項

3 審議会の会議録は、名張市情報公開条例第6条各号に該当する情報を除き、これを公開する。

(小委員会の運営)

第12条 条例第6条の規定に基づき、小委員会が設置されたときは、当該小委員会の運営に関し必要な事項については、会長が審議会に諮って定めるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めがない事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月27日改正)

この規程は、平成16年2月27日から施行する。

附 則 (平成21年6月30日改定)

この規程は、平成21年6月30日から施行する。